

建設会社が法人を設立し、農業経営を行っている事例

- 公共事業が減少していく中で、建設会社の経営の安定と従業員の雇用の確保が課題であり、平成16年に農業経営を行う法人を設立。
- 農地の確保については、新聞折り込みや役員による地権者の訪問を行い、平成17年に約8haを借受け。
- 現在は、水田65ha(地区の水田の1割以上)で、水稻、大豆等を作付け。
- 生産物はJAに出荷する他、自社で乾燥調製施設を整備し、コンビニエンスストア向けの契約栽培を実施。
- 農繁期は建設事業が比較的少ない時期と重なるため、建設業から農業に労働力を融通し、労力を確保。

農業参入～現在までの経緯

1 農業経営開始の動機

- ・公共事業が減少していく中で、建設会社の経営の安定と従業員の雇用の確保が課題。
- ・従業員の多くが兼業農家であったこと、建設事業が比較的少ない4～9月が農作業の中心時期であること、地域の耕作放棄地増加に対する懸念があったこと、等の理由から、新規事業として農業を選択し、H16に法人を設立。

2 機械整備・農地確保のための取組

- ・役員からの借入金や補助事業活用により、必要最低限の農業用機械等を整備。
- ・新聞折り込みや役員による地権者の訪問を実施し、法人設立翌年に約8haを借受け。
- ・農業経営している姿を見た地域から信頼を獲得し、毎年地権者から借受けを依頼され、H27は約53ha(地区の水田の約1割)を借受け。また、約12haを作業受託。(地権者は60～70名程度)

3 契約栽培の取組

- ・近年、乾燥調製施設を整備し、コンビニエンスストア向けの契約栽培を実施。

農業経営における工夫

1 労働力の融通

- ・法人の従業員は5名であるが、農繁期である4～9月は建設事業が少ない建設会社からパートを2～3名融通し、2つの法人での安定雇用に寄与。
- ・建設会社の従業員に元々兼業農家が多かったため、比較的農作業への抵抗なく参入。

2 契約栽培の取組

- ・米価は価格変動が大きいいため、経営安定に向け、比較的価格が安定している契約栽培(コンビニエンスストア向け)に取組。

3 畦畔の草刈り、水管理

- ・一部地域では、畦畔の草刈り、水管理を地権者をお願い(賃金は支払う)し、日常の作業を省力化。(借り手が管理しなければならない地域もあるので、注意が必要)

4 農地の管理

- ・活動区域は中山間地域であり、日照時間が短い、畦畔の落差があり草刈り面積が多い等、条件不利な農地が多いが、丁寧な管理を実施。
- ・圃場が約250カ所あるため、地区ブロック割やほ場番号を付け、管理を徹底。

農業経営の概要

○経営面積

- H22: 借受面積約8ha
(主食用米、麦)
- H26: 借受面積約53ha、
作業受託面積約11ha
(主食用米、麦、大豆)
- H27: 借受面積約53ha
作業受託面積約12ha
(主食用米(契約栽培含む)、麦、大豆)



○生産物の販路

- ・主にJAへの出荷。
- ・一部コンビニエンスストア向けに出荷
(H27: 6ha)

○労働力

- ・常時雇用5名。農繁期には建設会社からパートを法人に2～3名派遣。